

第 5535 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月22日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

空家に係る譲渡所得の3千万円特別控除の特例

Q : 今年度の税制改正で、空家に係る譲渡所得の3千万円控除の特例が創設されたそうですが、今年度に適用が受けられるのは、いつ相続した分が対象になるのですか？

A : 平成25年1月2日から平成26年1月1日までの相続開始分に適用があります。

【解説】

この特例は、平成28年度の税制改正で創設された制度で、相続又は遺贈により被相続人が居住していた家屋及びその敷地を取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、譲渡価額が1億円以下等、一定の要件を満たす譲渡をした場合に、その譲渡所得について3,000万円の特別控除が認められるという制度です。

適用期間は、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間で、相続開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものとなっていますので、今年度に適用が受けられるのは、平成28年4月1日から12月31日までの譲渡で、平成25年1月1日から平成26年1月2日までの間に相続が開始したものが適用の対象となります。

なお、この特例は相続等により取得した個人につき適用がありますので、たとえば、相続人2人が共有で相続して、これを譲渡した場合には2人も要件を満たしていればこの特例が受けられることとなります。

